

第 62 回 税 理 士 試 験 国税徴収法

●はじめに

〔第一問〕については、個別理論での出題であり、難易度も基本レベルであるため、得点し易かったと思われる。いずれも基本事項であるので、満点を取らなければならない。

〔第二問〕については、「清算人等の第二次納税義務」と「無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務」の事例問題であった。明確な資料が与えられているものの、所々に難しい資料が含まれているため、基本事項でどれだけ得点できるかが合否の分かれ目となるであろう。

全体としては、解答しづらい論点が殆んどなく、昨年の問題と比較すると、ボリュームも多くないため、基本レベルと言って良いであろう。

Z-62-H〔第一問〕解 答 -40点-

問1 次の事項について簡潔に説明しなさい。ただし、税務署長が行う処理について説明する必要はない。

なお、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

- (1) 差押換えの請求
- (2) 交付要求の解除の請求

問2 災害を受けた納税者の納期限未到来の国税について、納税の猶予が認められる要件及び期間について説明しなさい。なお、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

Z-62-H [第一問] 解 答 -40点-

問 1

(1) 差押換えの請求
① 第三者の権利の目的となっている財産の差押換への請求 [8]
イ 次のすべての要件に該当するときは、その第三者は、税務署長に対し、その財産の公売公告の日（随意契約による売却をする場合には、その売却の日）までに、その差押換を請求することができる。
(イ) 質権、抵当権、先取特権（不動産保存の先取特権等又は不動産賃貸の先取特権等に限る。）、留置権、賃借権その他第三者の権利（上記の先取特権以外の先取特権を除く。）の目的となっている財産が差し押えられたこと。
(ロ) 滞納者が他に換価の容易な財産で他の第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によりその滞納者の国税の全額を徴収することができること。
ロ 差押換の請求を相当と認めない旨の通知を受けた第三者は、その通知を受けた日から起算して7日を経過した日までに、差押換を請求した財産の換価をすべきことを申し立てることができる。
② 相続があった場合の相続人による差押換への請求 [5]
次のすべての要件に該当するときは、その相続人は、税務署長に対し、その財産の公売公告の日（随意契約による売却をする場合には、その売却の日）までに、その差押換を請求することができる。
イ 被相続人の国税につき相続人の固有財産が差し押えられたこと。
ロ 相続人が他に換価が容易な相続財産で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によりその国税の全額を徴収することができること。
③ 滞納者による場合 [2]
滞納者が既に差し押えられた財産がある場合において、他に差し押さえることができる適当な財産を提供することにより、差押換への請求をすることができる。
(2) 交付要求の解除の請求 [5]
強制換価手続により配当を受けることができる債権者は、交付要求があったときは、税務署長に対し、次のいずれにも該当することを理由として、その交付要求を解除すべきことを請求することができる。
① その交付要求により自己の債権の全部又は一部の弁済を受けることができないこと。
② 滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によりその交付要求に係る国税の全額を徴収することができること。

問2

1 要件 [7]
税務署長等は、次のすべての要件に該当するときは、下記2に掲げる国税の全部又は一部について納税の猶予をすることができる。
(1) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けたこと。
(2) 上記(1)の災害のやんだ日から2月以内に納税者から納税の猶予の申請がされたこと。
2 猶予の対象となる国税 [8]
上記1の納税の猶予の対象となる国税は、その納税者がその損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税で次に掲げるものとする。
(1) その災害のやんだ日（源泉徴収による国税その他一定の国税については、その災害のやんだ日の属する月の末日）以前に納税義務の成立した国税（消費税等を除く。）で、その納期限がその損失を受けた日以後に到来するもののうち、その申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの
(2) その災害のやんだ日以前に課税期間が経過した課税資産の譲渡等に係る消費税で、その納期限がその損失を受けた日以後に到来するもののうち、その申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの
(3) 予定納税に係る所得税、中間申告の法人税及び消費税で、その納期限がその損失を受けた日以後に到来するもの
3 猶予期間 [5]
猶予期間は、原則として猶予に係る国税の納期限から1年以内の期間（上記2(3)に掲げる国税については、確定申告期限までの期間）に限られる。

Z-62-H〔第二問〕解 答 -60点-

次の設例において、滞納国税を徴収するため、国税徴収法上考えられる徴収方途について、その根拠を示して述べなさい。

〔設例〕

- 1 甲株式会社（運送業）は資本金1,000万円であり、その株式の所有割合は、代表者のAが50%、B（Aの妻）が30%、C（Aの弟）が20%となっている。
 なお、甲株式会社は、平成22年4月1日から平成23年3月31日の事業年度に係る法人税2,200万円を滞納していた。
- 2 甲株式会社は、平成23年10月5日、株主総会において解散決議をし、清算人にAを選任の上、同月11日、その旨の登記を行った。
- 3 清算人であるAは、次のとおり、甲株式会社の清算手続を行った。
 - (1) 平成23年11月22日、所有不動産（譲渡時時価：1,800万円）を、300万円の借入金債務を負っていた乙株式会社に対し譲渡し、債務清算後の400万円を受領した。
 なお、乙株式会社は、D（Aの息子）が代表者を務め、Dを判定の基礎として同族会社に該当する法人である。また、本件不動産の所有権移転登記に係る登録免許税10万円は乙株式会社が納付している。
 - (2) 平成23年11月29日、X銀行に預けていた定期預金750万円を解約し、現金の払戻しを受けた。
 - (3) 平成23年12月2日、Bに対する貸付金債権170万円について、債権放棄をした。
 - (4) 平成23年12月13日、取引先である丙株式会社に対する売掛金債権900万円の支払として、現金を受領した。
 - (5) 平成24年1月10日、取引先である丁株式会社からの借入金債務700万円について、同社に対する売掛金債権500万円と相殺した上で、残金200万円を弁済した。
 - (6) 平成24年1月13日、Y銀行に対する借入金債務900万円を弁済した。
 - (7) 平成24年1月16日、所有していたトラック（帳簿価額：230万円、譲渡時時価80万円）を、運送業を開業したCに無償で譲渡した。
- 4 平成24年1月19日、清算人であるAは、不動産の譲渡代金、定期預金の解約金及び売掛金の受領金の合計2,050万円（400万円＋750万円＋900万円）から丁株式会社及びY銀行に対する借入金返済額の合計1,100万円（200万円＋900万円）を差し引いた残金950万円について、Aに500万円、Bに130万円、Cに120万円、E（Aの友人）に200万円を分配することとし、それぞれの預金口座に振り込んだ。
- 5 平成24年1月23日、甲株式会社は、清算終了の登記を行った。
- 6 P税務署長は、平成24年7月17日、甲株式会社に対し、清算中の課税期間に係る消費税400万円（法定納期限：平成24年1月18日）について更正処分を行い、同消費税は、滞納となった。
- 7 P税務署徴収職員が調査したところ、次の事実が判明した。
 - (1) 甲株式会社には滞納処分を執行できる財産はない。
 - (2) 乙株式会社に譲渡した不動産の現在の時価は1,500万円となっている。
 - (3) 債務を返済した後の残金を振り込んだA、B、C及びEの預金口座は、現金が引き出され、既に解約されている。

本問における滞納国税を徴収する方法は、「清算人等の第二次納税義務の追及」及び「無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務の追及」についての検討が考えられる。	
1. 清算人等の第二次納税義務	
(1) 成立要件	5
次のすべての要件に該当するときは、清算人等の第二次納税義務が追及できる。	
イ 法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税を納付しないで残余財産の分配又は引渡しをしたこと。	
ロ その法人に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められること。	
本問の場合、甲社が法人税及び消費税を納付しないで残余財産の分配をしており、所与の資料から徴収不足が生じている。	
(2) 第二次納税義務者	5
第二次納税義務者は、清算人及び残余財産の分配又は引渡しを受けた者（無限責任社員を除く。）である。	
本問の場合、清算人A及び残余財産の分配を受けたB及びCである。	
(3) 第二次納税義務の範囲	5
下記の区分に応じ、それぞれに掲げる限度において、滞納国税の第二次納税義務を負う。	
イ 清算人……………分配又は引渡しをした財産の価額の限度	
ロ 残余財産の分配又は引渡しを受けた者……その受けた財産の価額の限度	
本問の場合、清算人Aは分配をした財産の価額を限度、B及びCは分配を受けた財産の価額を限度としてそれぞれ第二次納税義務を負う。	
2. 無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務	
(1) 成立要件	5
次のすべての要件に該当するときは、無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務が追及できる。	
① 滞納者がその財産につき無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的とする譲渡を除く。）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分（国及び公共法人に対するものを除く。以下「無償譲渡等の処分」という。）を行ったこと。	
② 無償譲渡等の処分が国税の法定納期限の1年前の日以後においてされたものであること。	

③ 滞納者の国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められること。
④ 上記③の不足すると認められることが無償譲渡等の処分に基因すると認められること。
本問の場合、甲社(清算人A)が滞納国税の法定納期限(法人税:平成23年5月31日、消費税:平成24年1月18日)
の1年前の日以後において乙社、C(Aの弟)及びE(Aの友人)に無償譲渡等の処分を行っている。
(2) 第二次納税義務者 [5]
第二次納税義務者は、無償譲渡等の処分により権利を取得し、又は義務を免れた者である。
本問の場合、無償譲渡等の処分により権利を取得した乙社、C(Aの弟)及びE(Aの友人)が第二次納税義務者
となる。
(3) 第二次納税義務の範囲 [5]
下記の区分に応じ、それぞれに掲げる限度において、滞納国税の第二次納税義務を負う。
① 無償譲渡等の処分の時に滞納者の親族その他の特殊関係者である場合
無償譲渡等の処分により受けた利益の限度
② 上記①以外の者である場合
無償譲渡等の処分により受けた利益が現に存する限度
本問の場合乙社及びC(Aの弟)が上記(3)①に該当し、無償譲渡等の処分により受けた利益を限度として、E(A
の友人)は、上記(3)②に該当し、無償譲渡等の処分により受けた利益が現に存する限度で、それぞれ第二次
納税義務を負う。
3. 徴収手続き
(1) 納付通知書による告知 [6]
税務署長は、納税者の国税を第二次納税義務者から徴収しようとするときは、その者に対し徴収しよう
とする金額、納付の期限その他必要な事項を記載した納付通知書により告知しなければならない。
この場合の納付の期限は、その納付通知書を発する日の翌日から起算して1月を経過する日とする。
本問の場合、P税務署長は第二次納税義務者(A、B、C、E、乙社)に対して納付通知書により告知しなければ
ならない
(2) 他の税務署長への通知 [6]
上記(1)の告知をした場合においては、第二次納税義務者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に
対し、その旨を通知しなければならない。
本問の場合、上記(1)の告知をした後、第二次納税義務者(A、B、C、E、乙社)の住所又は居所の所在地を所
轄する税務署長にその旨を通知しなければならない。

{3} 納付催告書による督促 [6]	
第二次納税義務者がその国税を上記 {1} の納付の期限までに完納しないときは、税務署長は、繰上請求をする場合を除き、原則としてその納付の期限から50日以内に、納付催告書によりその納付を督促しなければならない。	
本問の場合、第二次納税義務者(A、B、C、E、乙社)が上記 {1} の納付の期限までに完納しないときは、P税務署長は納付催告書により納付を督促しなければならない。	
{4} 滞納処分 [6]	
① 第二次納税義務者が督促を受け、その督促に係る国税をその納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、当該第二次納税義務者の財産に対して差押えをしなければならない。	
② 上記 {1} の10日を経過した日までに督促を受けた第二次納税義務者につき繰上請求の1つに該当する事実が生じたときは、徴収職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。	
本問の場合、第二次納税義務者(A、B、C、E、乙社)が督促に係る国税を納付催告書を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、第二次納税義務者(A、B、C、E、乙社)の財産を差し押さえなければならないが、また、一定の場合、繰上差押えをすることができる。	
{5} 換価の制限 [6]	
① 換価の順序	
第二次納税義務者の財産の換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き、主たる納税者の財産を換価に付した後でなければ、行うことができない。	
本問の場合、第二次納税義務者(A、B、C、E、乙社)の財産の換価は、原則として、甲社の財産を換価に付した後でなければ行うことができない。	
② 訴訟による換価の制限	
第二次納税義務者が上記 {1} の告知、上記 {3} の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したときは、その訴訟の係属する間は、その国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない。	
③ 不服申立てによる換価の制限	
第二次納税義務者の財産の滞納処分による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。	

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第一問〕の問1については、基本レベルであるため、確実に得点することが望まれる。

従って、合格確実ラインは、18点位だと思われる。

〔第一問〕の問2も、基本レベルあり、答練でも出題した論点であるため、満点を 取らなければならない問題である。

従って、合格確実ラインは、20点位だと思われる。(合計38点)

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

▶合格ライン◀

〔第二問〕は「清算人等の第二次納税義務」と「無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務」についての事例問題であった。どれも出題可能性の高い論点であったが、一部難解な資料も与えられていたため、全てを把握して解答するのは困難だったと思われる。各々10点程度。

ただ、解答要求事項が「徴収方途」についてであるため、具体的な限度額等まで言及できなくても問題は無いと思われる。

従って、合格確実ラインは、25点位になるだろう。(合計45点)

●おわりに

今年度の本試験は、〔第一問〕については、全体的には基本レベル、〔第二問〕についても、重要性の高い論点からの出題であったため、基本レベルといえよう。よって、ハイレベルでの争いになると考えられる。

〔第一問〕でしっかりと得点し、〔第二問〕の各種第二次納税義務及び徴収手続を万遍なく述べていくことが可否の分かれ目となると考えられる。

以上のことから〔第一問〕で、35点位〔第二問〕で、40点位、合計75点位がボーダーラインとなり、合格確実ラインは83点位になるであろう。

【解答速報ご利用にあたっての注意事項】

解答速報のご利用につきましては、以下の内容をご確認・ご了承のうえご利用ください。

- 解答速報はTAC(株)が独自の見解に基づき、サービスとして情報を提供するもので、試験機関による本試験の結果等(合格基準点・合否)について保証するものではありません。
- 解答速報の内容につきましては将来予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。
- 解答速報は、TAC(株)の予想解答です。解答に関するご質問はお受けしておりませんので、予めご了承ください。
- 解答速報の著作権はTAC(株)に帰属します。許可無く一切の転用・転載を禁じます。